平成２８年（再ロ）第１６号

大阪府富田林市桜井町１丁目12番28号
再生債務者　上田　託也
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年２月10日まで
4　一般異議申述期間　平成29年２月17日から平成29年３月３日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２８年（再ロ）第４９号

大阪府東大阪市鳥居町４番９号
再生債務者　門口　泰慈
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年２月16日から平成29年３月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（再ロ）第５号

大分県由布市挾間町東院1754番地29
再生債務者　足立　明
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年２月13日まで
4　一般異議申述期間　平成29年２月27日から平成29年３月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１２号

北海道千歳市文京３丁目13番地の５
再生債務者　小日山ひとみ
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年12月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年２月13日まで
平成29年１月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再ロ）第７号

愛媛県松山市西石井６丁目６番29－１号
再生債務者　高橋　芳樹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年１月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年２月13日まで
平成29年１月16日　松山地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２８年（再ロ）第４号

静岡県沼津市志下86番地の１　アイリス桃郷408
再生債務者　濱野　晃一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条１号に定める事由がある。
平成29年１月16日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

企業年金基金変更公告

イトキン企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告する。
1．新事務所の所在地　大阪府大阪市中央区瓦町三丁目５番７号ＮＲＥＧ御堂筋ビル２階
2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市中央区久太郎町二丁目４番25号
3．変更年月日　平成28年10月３日
平成29年１月24日　イトキン企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(乙)　計算書類の公告義務はありません。
平成二十九年一月二十四日
札幌市東区北一六条東一六丁目一番一三号
(甲)　合同会社エム・コーポレーション
代表社員　西澤　正明
札幌市東区北一一条東九丁目五番一六号
(乙)　有限会社西沢商事
取締役　西澤　正明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十九年二月二十七日までにお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十日
掲載頁　五十四頁（号外第四号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十日
掲載頁　五十五頁（号外第四号）
平成二十九年一月二十四日
山形県天童市大字高擶北二〇五〇番地
(甲)　株式会社半澤鋲工所
代表取締役　半澤　清彦
山形県天童市大字高擶北二〇五〇番地
(乙)　出羽の郷しあわせファーム株式会社
代表取締役　半澤　清彦

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
効力発生日は平成二十九年三月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　http://www.itoyokado.co.jp/company/investors/kessan/index.html
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年五月三十一日
掲載頁　八十六頁（号外第一二〇号）
平成二十九年一月二十四日
東京都千代田区二番町八番地八
(甲)　株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役　亀井　淳
東京都千代田区二番町八番地八
(乙)　株式会社セブン美のガーデン
代表取締役　金竹　正江

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十六日
掲載頁　一一五頁（号外第八号）
(乙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十六日
掲載頁　一一八頁（号外第八号）
(丙)　掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年一月十六日
掲載頁　一二〇頁（号外第八号）
平成二十九年一月二十四日
東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館五階
(甲)　株式会社マリモベンチャーズ
代表取締役　深川　真
東京都港区虎ノ門一丁目一番二一号新虎ノ門実業会館五階
(乙)　株式会社虎ノ門キャピタル
代表取締役　深川　真
東京都港区虎ノ門一丁目一番二八号
(丙)　Ｍｏｏｎ　Ｂｅａｕｔｙ株式会社
代表取締役　深川　真

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十九年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済
(乙)　http://www.tobustore.co.jp/ir/foods/index.html
平成二十九年一月二十四日
東京都板橋区上板橋三丁目一番一号
(甲)　株式会社東武ストア
代表取締役　丹羽　茂美
東京都板橋区上板橋三丁目一番一号
(乙)　株式会社東武フーズ
代表取締役　寺本　隆二